

第6次吉田町総合計画 基本構想（素案）

【目次】

1. 総論	1
1.1. 計画策定の趣旨.....	1
1.2. 計画の性格.....	1
1.3. 計画の構成及び期間.....	2
1.4. 時代の潮流.....	3
2. 基本構想	4
2.1. 将来フレーム.....	4
2.2. 将来都市像・まちづくりの基本理念.....	5
2.3. 施策の大綱.....	6
2.4. 土地利用の構想.....	12

1. 総論

1.1. 計画策定の趣旨

吉田町では、平成 27 年(2015 年)6 月に策定された「吉田町総合計画の策定に関する条例」及び「吉田町総合計画等審議会条例」を根拠とした 8 年間を計画期間とする総合計画を策定しており、平成 28 年度(2016 年度)から令和 5 年度(2023 年度)までの 8 年間については、「人が集い 未来へはばたく 魅力あふれるまち 吉田町」を目指すべき将来都市像として掲げる第 5 次吉田町総合計画に沿ったまちづくりを進めてきました。

第 6 次吉田町総合計画は、令和 6 年度(2024 年度)を初年度とし、令和 13 年度(2031 年度)を目標年度とする 8 年間の計画になります。

この計画期間には、南海トラフ巨大地震や激甚化する豪雨災害への備え、深刻化する人口減少社会への対応、令和元年(2019 年)以降の新型コロナウイルス感染症の影響により急速に変化し多様化する人々の生活様式や価値観への柔軟な対応、加速するデジタル化への適応など、自治体行政を取り巻く環境の変化への対応が求められてきています。

このような変化し続ける社会経済情勢の中で、時代とともに変化し多様化する住民ニーズに応えるため、施策の再構築を行い、基本構想に掲げたまちづくりの基本理念及び将来都市像を具現化するための長期的な行政運営の指針として、第 6 次吉田町総合計画を策定します。

1.2. 計画の性格

第 6 次吉田町総合計画は、「吉田町総合計画の策定に関する条例」第 3 条の規定に基づき、町の持続的発展及び住民福祉の増進を図るため、町政運営の基本的かつ総合的な指針となるものです。

計画策定に当たっては、まちづくりに関する住民意識調査、まちづくりタウンミーティング、各種団体ヒアリング、高校生まちづくりミーティングなどを実施して、住民の意見を取り入れたほか、国、県及び関係機関の各種計画との整合を図るとともに、多様な分野からの委員で構成される吉田町総合計画等審議会において慎重な審議をいただきました。

この計画は、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の趣旨を尊重して定めた「吉田町人口ビジョン(平成 27 年(2015 年)10 月 27 日策定)」や、国の「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しつつ定めた「第 2 期吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和 2 年(2020 年)2 月策定)」を包含したものとなっています。

1.3. 計画の構成及び期間

第6次吉田町総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成しています。

基本構想

令和6年度(2024年度)を初年度とし、令和13年度(2031年度)を目標年度とする8年間の計画であり、目指すべき将来都市像や、これを実現するための施策の大綱などを明らかにしています。

基本計画

「基本構想」を実現するための施策の方向や具体的な施策を定めています。社会経済情勢などの大きな変化に的確に対応した必要な施策を盛り込んだ計画とするため、4年目に見直すこととしており、最初の4年間を前期基本計画、見直し後の残りの4年間を後期基本計画とします。

実施計画

「基本計画」を実現するための具体的な事業について定めています。予算に反映できるよう実情に合った実効性のある事業を盛り込むため、計画期間を3年とし、毎年度策定するものとします。



1.4. 時代の潮流

平成の30年余りを終えて令和という新しい時代を迎え、本町を取り巻く社会経済情勢は、昨今大きく変化しています。これからまちづくりを進めるに当たっては、こうした社会経済情勢の変化を的確に捉え、適切かつ適時に対応していかなければなりません。

本町にとって、対応すべき主な社会経済情勢の変化は、まず南海トラフ巨大地震の切迫と頻発化・甚大化する気象災害の発生への危惧が挙げられます。また、少子化、核家族化の進展、共働き家庭の増加、情報化の進展等を背景に、多様化しつつある人々の価値観やライフスタイルは、コロナ禍を機に大きく変化しました。さらには自治体には、人口減少・少子高齢化が進行する中で経済的発展や生活の質を持続するためのまちづくりが求められるとともに、デジタル技術やデータ、AI技術等を活用して、住民の利便性向上と業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められています。

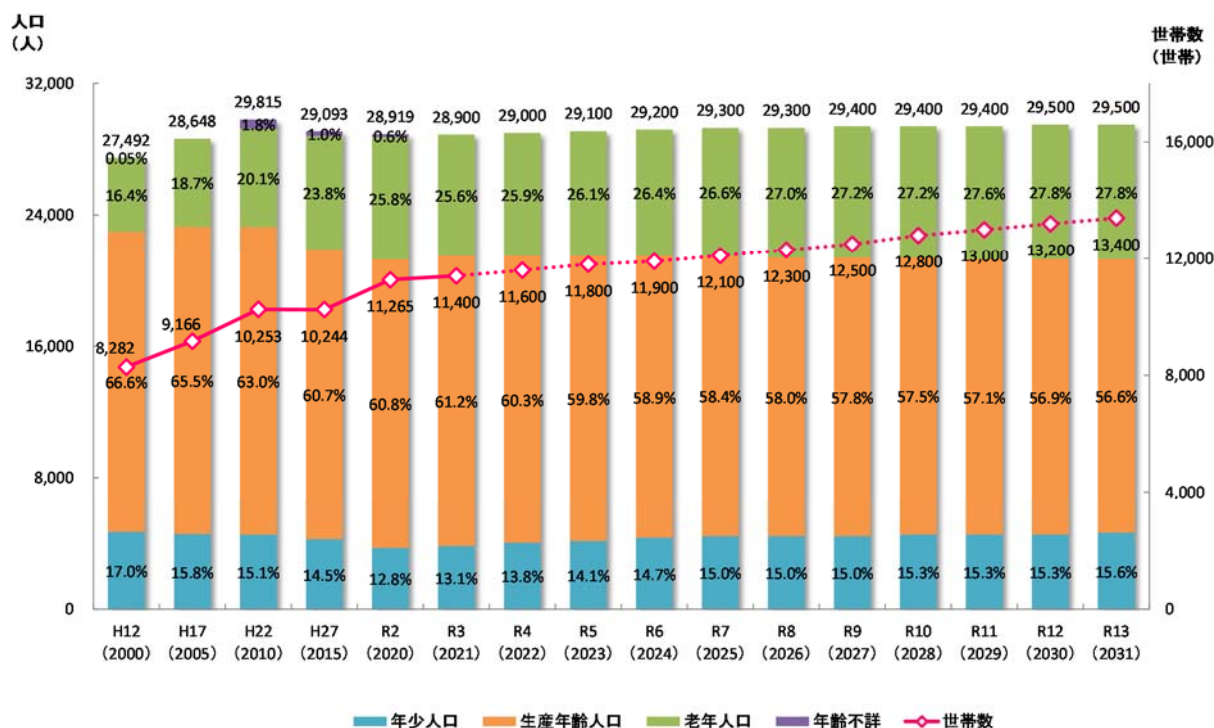
2. 基本構想

2.1. 将来フレーム

人口・世帯数

計画の目標年次である令和 13 年（2031 年）の吉田町の人口は 29,500 人、世帯数は 13,400 世帯と想定します。

年齢階層別では、年少人口（15 歳未満）が 15.3%、生産年齢人口（15 歳～64 歳）が 56.6%、老年人口（65 歳以上）が 27.8%を占めるものと想定します。



- 平成 12 年（2000 年）～令和 2 年（2020 年）の人口及び世帯数は、国勢調査による実績値。
- 令和 2 年（2020 年）以降の人口は、「吉田町人口ビジョン」における将来人口の展望値を、国勢調査の人口水準に置換した推計値。
 ※国勢調査の人口は、自治体における様々な計画の策定や、施策の実施の際の基礎資料として活用される最も重要な指標となります。そのため、「第 6 次吉田町総合計画」では、住民基本台帳を基に推計した「吉田町人口ビジョン」における将来人口の展望値を、国勢調査の人口に置換したものを採用しました。
- 令和 2 年（2020 年）～令和 13 年（2031 年）の世帯数は、上記の将来人口を、将来の 1 世帯あたり人口推計値で除して算出。

2.2. 将来都市像・まちづくりの基本理念

(1) 将来都市像

豊かで活気にあふれ 心を魅了するまち 吉田町

本町のまちづくりに大きな影響を与えてきたのは、平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災であり、沿岸域に位置する平坦な地形が特徴の本町は、津波災害に対する早急な対策が必要となりました。

こうした背景から、平成23年度(2011年度)から、誰もが安心できる新たな安全を構築するため、「津波防災まちづくり」に取り組み、「被災しないまち」を目指してきました。また、この取組と同時に、賑わいづくりを一体的に進める「シーガーデンシティ構想」に着手いたしました。令和4年(2022年)5月には川尻海岸防潮堤が完成し、安全が保たれたまちづくりの実現に向けて一歩前進しました。

第6次吉田町総合計画では、これまでに取り組んできた「津波防災まちづくり」と「シーガーデンシティ構想」を実現することで、確固たる安全が保たれ賑わいにあふれたまち、人と人との交流を通じて豊かな心を育み、次代を担う若い世代が住みやすいまち、町内の人々からも選ばれつづけ、町外の人々からも選ばれるまちを目指します。

今後、こうした意識を持ってまちづくりを進めることとし、本計画における将来都市像を『豊かで活気にあふれ 心を魅了するまち 吉田町』とし、その実現を目指します。

現行計画の基本理念をベースとし、
朱書き部分は町長の施策イメージに基づく修正

(2) まちづくりの基本理念

将来都市像の実現に向けたまちづくりを進めるに当たり、その根幹的な考え方となるまちづくりの基本理念を、次のように定めます。

基本理念1 安全が保たれた まちづくり

津波や集中豪雨をはじめとする自然災害や事故・犯罪などの危害から守られているとともに、人々が豊かな自然と共生しながら、**安心して**住み続けることのできるまちづくりを進めます。

基本理念2 賑わいと魅力にあふれた まちづくり

人々の多様な価値観やニーズに対応した魅力的な取組により、生活者や来訪者が増加するとともに、多様な交流や活発な経済活動により、賑わいが生まれ、活力がみなぎるまちづくりを進めます。

基本理念3 豊かな心で安心して暮らせる まちづくり

誰もが健やかな体を維持し社会に参加し続けられるとともに、高い教養を身につけることにより豊かな心を育み、愛する郷土を守り次代に継承していくまちづくりを進めます。

2.3. 施策の大綱

第1章 災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり

津波災害対策を推進する

確固たる安全の下、「子育て」「教育」「健康づくり」といった「支える安心」を提供するため、喫緊の課題である「津波防災まちづくり」を進め、「被災しないまち」の実現を目指します。

地域防災力を高める

発生が予想される南海トラフ巨大地震、さらには近年多発する局地的な豪雨や線状降水帯の発生による顕著な大雨、台風などの自然災害への対策として、耐震対策、治山治水対策などを進め、地域防災力の向上に努めます。

安全・安心に暮らせる環境を創出する

住民が不安なく日々の暮らしを営めるために、防火・防犯、交通安全などへの対策を充実し、安全・安心に暮らせる環境を創出します。

第2章 豊かな自然と共生するまちづくり

豊かな自然環境を保全する

やすらぎと住みやすさを与えてくれる本町の豊かな自然環境を保全するため、保全活動や環境学習などを通じて住民の意識向上を図ります。

水資源を活用する

暮らしに欠かせない水道水の安定供給を維持するとともに、水源の確保と監視を強化し、飲料水のより一層の質の向上と安全の確保に努め、健全かつ安定的な事業運営を推進します。

地震災害やその他の災害等が発生しても、被災を最小限にとどめ、迅速に復旧できるしなやかな水道の整備を推進します。

また、豊富な水資源の活用と良好な生活環境の創出に向けて水質を保全するため、地域の実情に応じた污水対策を進めます。

地球にやさしい循環型社会の形成を推進する

地球温暖化を防止し、地球環境を保全するため、行政、住民、企業などが連携して意識の高揚を図るとともに、体制づくりに取り組み、ごみの減量化や再資源化を進め、地球にやさしい循環型社会、脱炭素社会の形成を推進します。

第3章 活力と魅力あふれる産業振興のまちづくり

新たな賑わいが創出される交流を促進する

地域の自然環境や景観に配慮しながら、均衡ある発展を図るため、計画的な土地利用を推進します。

地域において新たな賑わいが創出されるよう、世代を超えた交流や異なる文化との共生を推進し、コミュニティの活性化を図ります。また、国内外の他都市との交流を推進するとともに、本町を訪れた人々がまちや人の動きを瞬時に感じ取れるような「おもてなし」の心で情報発信を行うことにより、たくさんの来訪者で賑わうまちの実現に取り組みます。

地域に根付く産業を育成・支援する

先人が築き、地域に根付かせてきたまちの活力の源である農業・水産業・商業・工業・観光の各産業をさらに発展させるため、経営の安定化や人材育成などによる基盤強化を促進するとともに、高付加価値化や新技術の導入など創意工夫に満ちた意欲的な取組を支援します。

経済の活力を高める新たな産業を創出する

経済の活力が高まり、人が集う魅力あるまちとするため、若者にとって魅力のある企業や本町の環境に適した研究開発型企業や技術先端企業等の誘致を進めます。

また、創業支援体制を構築し、町内における創業促進を図るなど、まちの新たな活力となる取組を育成・支援します。

魅力ある雇用・就業環境を創出する

地元企業の人材確保と求職者の就職活動を支援することにより、雇用の拡大と安定化に努めるとともに、関係機関と連携を取りながら勤労者の福利厚生や余暇利用などを推進します。

また、必要な情報の提供を通じて労働環境の向上を図り、就業対策を充実します。

第4章 多様な人々が共存し、便利で快適に暮らせるまちづくり

良好な住環境を保全・創出する

住みやすい居住空間を実現するために、土地区画整理事業を推進するほか、民間の秩序ある宅地開発を誘導することにより、地域の特性に応じた良好な住環境を創出します。

安全で利便性の高い交通環境を創出する

誰もが安全で円滑な移動ができるよう、幹線道路や生活道路の整備を図るとともに、適切な維持管理を行うことにより、安全な道路環境を創出します。

また、住民の日常生活における利便性を確保するため、行政、交通事業者、地域住民などの連携の下、公共交通体系を検討し、**まちづくりと連携した面的な交通ネットワークを構築することで、自家用車に頼らずとも移動環境が享受できる町、「だれもが 気兼ねなく『おでかけ』できる町」**を目指します。

地域公共交通計画

誰もが輝ける社会の形成を推進する

多様化する人々の価値観に対応し、性別、年齢、障害の有無といった個々人の属性や置かれた状況に関わらず、一人ひとりが自立し、お互いの人権を尊重しあい、誰もが個性と能力を充分発揮できるまちづくりを推進するとともに、住民相互の連帯の中で、ともに輝ける社会の**形成を推進**します。

第5章 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり

誰もが健やかに暮らせる環境を創出する

高齢者雇用安定法(厚生労働省)

少子高齢化の進行、ライフスタイルの変化、**高齢者の雇用機会確保**など、町を取り巻く環境が大きく変化する中、本町において誰もが健やかに暮らせる環境を創出するため、住民一人ひとりが主体的な健康づくりに取り組むことを基本とし、各ライフステージにあった健康づくり・食育を地域、学校、医療機関、職域、行政等の連携協働により推進します。

また、住民が安心して地域で医療サービスを受けることができるよう、地域医療機関との連携を強化し、医療体制の充実に努めます。

安心して出産・子育てができる環境を創出する

少子化の流れに歯止めを掛けるため、安心と思いやりに満ちた地域の中で、子どもを持ちたいとするそれぞれの希望がかなえられ、温かい家庭を育むことができるよう、安心して出産・子育てができる環境を創出します。

誰もがいきいきと暮らせる環境を創出する

第4期地域福祉計画

住み慣れた地域で障害の有無や年齢に関係なく、個人が尊重され、いきいきと暮らせる「**ともに支えあい、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち**」の実現に向け、地域福祉の普及啓発により地域での支えあい活動を推進するとともに、支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、サービスの提供体制の充実に図り、誰もがいきいきと暮らせる環境を創出します。

第6章 次代を担う心豊かな人を育むまちづくり

次代を担い、社会を生き抜く力を持つ人づくりを進める

教育大綱

次代を担い、たくましく社会を生き抜くことができる幅広い知識と深い教養を持つ人を育むため、子どもたちへの「**確かな学力**」の定着を図るとともに、一人ひとりの個性と発達段階に応じたきめ細やかな教育を推進します。

また、**年齢を問わず、他と関わり合いながら、生涯にわたり学び続け、心身の健康を保ち、自他共に高めていくことができる環境を創出し、**多様なニーズに応じた生涯学習活動の場を提供します。

地域の歴史・文化を継承し、心豊かな人を育む活動を推進する

教育大綱

心豊かな人を育むため、**地域に根付いた伝統行事や文化資源を保存し、活用するとともに、次世代に継承し、発展させる機会を創出**します。

心身の健康を保ち、向上心を育む活動を推進する

たくましく成長し続ける資質を兼ね備えた人材を育むため、多種多様なスポーツ・レクリエーション活動の場の提供に努めるとともに、スポーツ・レクリエーションが生活の一部として定着するよう普及啓発に努めます。

第7章 行政と住民が一体となって取り組むまちづくり

DX 推進計画

適正かつ効率的な行財政運営を推進する

行政サービスを提供するに当たり、適正で確実な事務処理を徹底するとともに、社会経済情勢の変化や多様化するニーズに柔軟・迅速に対応するため、吉田町ステップアップ行政評価システムによる行政評価に基づく事務事業の改善や職員の政策立案能力の向上に努め、健全で自立した持続可能な運営を目指し、生産性、効率性、公平性を確保した行財政運営を推進します。

また、**町民の暮らしを支え守るとともに事務手続の効率化・高度化を推進するため、情報セキュリティの確保に充分留意しながら、「デジタル技術を活用し、安全・安心で豊かな未来を築くまち」を目指して、デジタル化に積極的に取り組みます。**

住民本位の行政を推進する

「役場はサービス業」の精神に基づき、「お客様＝住民の皆様」の目線に立ち、住民の都合に合わせた行政サービスの提供に心掛け、住民に信頼され、喜ばれる役場づくりを目指します。

各種広報活動や情報公開制度の適切な運用により、行政情報の積極的な提供を行うとともに、的確な住民ニーズの把握に基づく住民本位の行政を推進します。

住民参画を推進する

行政と住民が協働により、愛する郷土を守り、次代につなげていくため、住民がまちづくりに積極的に参加できる環境づくりに努めるとともに、NPO、ボランティアなどの各種団体との協働体制の構築に努めます。



2.4. 土地利用の構想

(1) 基本方針

限られた貴重な資源である土地は、地域社会を成立させている共通の基盤であり、地域の発展、住民の生活に深い関わりを持つものです。

そのため、本町の土地利用は、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮し、公共の福祉を優先しながらも、自然環境の保全と調和、健康で文化的な生活環境の確保、産業の振興等地域の均衡ある発展を図ることを基本理念として次のような点を考慮し、総合的かつ計画的に行うものとします。

① 安全で安心できる土地利用の推進

地震や津波、水害や土砂災害等の自然災害から住民の暮らしを守ることは、豊かな生活を確保するための基礎であることから、災害に強いまちづくりを目指した土地利用の誘導を図るとともに、安全性を重視した社会基盤の整備を進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

② 活力ある産業振興を図る土地利用の推進

本町は、農業・水産業・商業・工業の各産業分野がそれぞれ発展しており、住民の重要な生活基盤となっています。また、商業については大型店舗の立地が、工業については、大井川沿岸部等への立地誘導が進んでおり、今後も進出が予想されることから、産業振興を考慮した土地利用を推進していきます。

③ 自然環境と美しい景観の保全に配慮した土地利用の推進

本町は、駿河湾や一級河川大井川等の自然に囲まれており、さらに富士山を望む小山城や西部に広がる吉田たんぼ、茶畑の広がる丘陵地帯等の自然資源や、歴史文化資源が豊富である。

今後の土地利用においては、これらが織りなす美しい景観と環境の保全・活用に配慮していきます。

④ 長期的・広域的視点に立った土地利用の形成

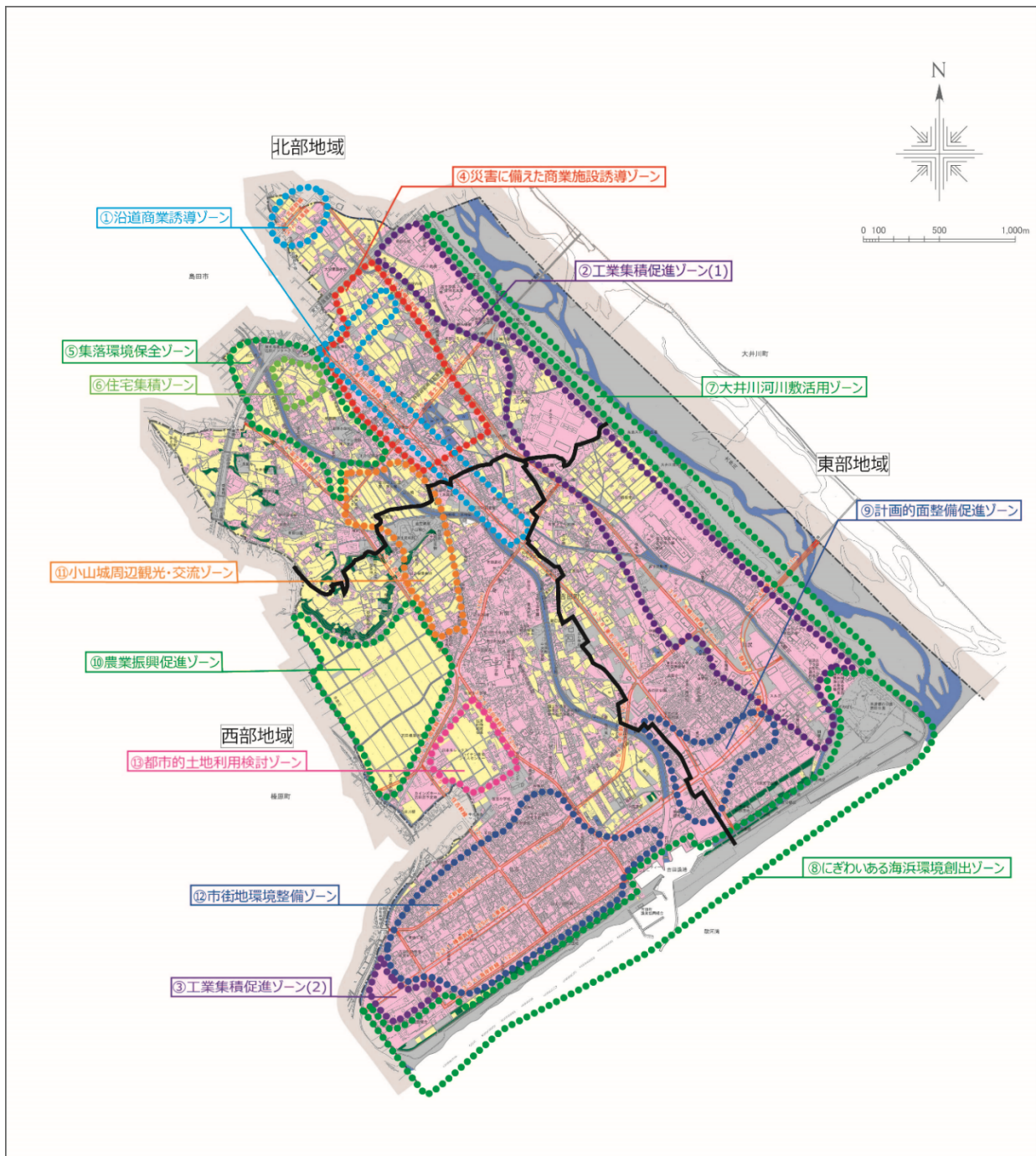
本町の土地利用については、長期的な視点に立ち、主要幹線道路の整備と整合を図りながら進めるとともに、隣接市と連携を図った広域的土地利用を推進していきます。

⑤ 住民の意見を反映した土地利用の推進

土地は、地域社会の基盤を成す住民共有の財産であり、その利用は住民の理解の下に、合理性・計画性を持って進める必要があり、地域コミュニティを活用したまちづくりが求められています。

このため、まちづくりに関する住民への啓発活動を積極的に進めていくとともに、住民の意見を反映した効果的な土地施策等を検討し、計画的土地利用を推進していきます。

(2) 土地利用構想図



	ゾーン名	範囲	土地利用構想
	沿道商業誘導ゾーン	都市計画道路東名川尻幹線、北部幹線、東名大井川線の沿道	○富士山静岡空港や東名高速道路等とアクセスする立地の優位性を活かした商業・流通業務系の集積 ○景観等に配慮した本町の新たな拠点に相応しい土地利用の促進 ○計画的な土地利用の誘導
	工業集積促進ゾーン(1)	大井川沿いの工業専用地域及び工場・倉庫等が集積する区域	○住工混在地域内や津波浸水想定区域に立地する工場等の移転集積 ○工場緑化等の環境整備と、県営吉田公園の自然豊かなエリアへつながりのある景観形成の推進 ○工業系土地利用を推進する、用途地域の指定の可能性の検討
	工業集積促進ゾーン(2)	都市計画道路榛南幹線沿道・西南端の区域	○道路北側の工業系用途地域への変更 ○道路南側の既存工業地域との一体活用
	災害に備えた商業施設誘導ゾーン	東名高速道路、都市計画道路大幡川幹線、東名川尻幹線に囲まれた区域	○商業施設等の立地の促進 ○災害時等の有事の際には生活物資を供給でき、平常時にはにぎわいの場として活用
	集落環境保全ゾーン	東名吉田IC周辺の都市計画道路東名川尻幹線西側の住居と農用地が混在して広がる区域	○自然とふれあえるレクリエーションの場等の多面的機能を備えた農用地の保全 ○住宅地との共存を図りつつ農地を保全する土地利用の促進
	住宅集積ゾーン	吉田ICバスターミナル整備事業地西側	○利便性の高い交通条件を活かした良好な住宅地の計画的な誘導
	大井川河川敷活用ゾーン	一級河川大井川河川敷	○自然環境の保全と、水辺を中心に自然に親しみ憩える場として活用 ○富士見橋北側は、大井川清流緑地と一体となった多目的緑地の整備の検討 ○大平橋南側は、大井川清流緑地や県営吉田公園との連携に配慮した多目的緑地の整備の検討
	にぎわいある海浜環境創出ゾーン	県営吉田公園から吉田漁港を含む海岸線一帯	○県営吉田公園から二級河川坂口谷川付近は、防災とにぎわい創出の機能を併せ持つシーガーデンの整備の推進 ○保安林、自然公園、緑地及び自然地を含む景観や環境の保全 ○自然環境とのふれあいの場としての土地利用の促進
	計画的な面整備促進ゾーン	吉田町浜田土地区画整理事業区域	○土地区画整理事業等の円滑な整備を促進し、良好な居住環境の形成と広域交通ネットワークの構築 ○幹線道路沿道の利便性を活かしたサービス施設等の立地の誘導
	農業振興促進ゾーン	吉田たんぼ（大規模集団農用地）	○農用地及び営農環境を将来に渡って維持保全 ○農用地の流動化、効率的な土地利用及び経営規模の拡大の促進
	小山城周辺観光・交流ゾーン	能満寺山公園を中心とする区域	○本町の歴史・文化・産業を生かした町外の人たちとの交流促進と、それに必要な設備の充実 ○周辺の二級河川湯日川、農用地、緑地等とのネットワーク化
	市街地環境整備ゾーン	用途地域が指定されている既成市街地	○市街地水害対策等を推進し、災害に強い安全な市街地の形成 ○道路の安全確保や住工混在の解消等により、成熟した既成市街地環境の創出
	都市的土地利用検討ゾーン	国道150号の南側（吉田たんぼの一部）	○営農環境が悪化した吉田たんぼの一部について、商業施設の進出や既存事業所の拡張などの状況を踏まえ、今後、都市的土地利用による土地の有効活用の検討